

第8節

平和安全法制施行後の自衛隊の活動状況など

1 平和安全法制に基づく新たな任務に向けた各種準備の推進

2016年3月に平和安全法制¹が施行され、防衛省・自衛隊は、平和安全法制に基づく様々な新たな任務について、自衛隊の各部隊、及び日米など二国間あるいは多国間の共同訓練においては関係国との調整のうえで、平和安全法制に関する必要な訓練を実施してきた。最近では2022年6月から8月に実施された多国間共同訓練「リ

ムパック2022」において、わが国政府が存立危機事態の認定を行ったという前提の実動訓練に初めて参加した。

防衛省・自衛隊は、引き続き、こうした訓練を実施し、平和安全法制を効果的に運用し、あらゆる事態に対応できるよう万全を期していくこととしている。

2 米軍等の部隊の武器等防護（自衛隊法第95条の2）の警護の実績

自衛隊法第95条の2の規定に基づく米軍等の部隊の武器等の防護として、2022年は、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が4回、共同訓練の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が18回、豪軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が4回、米軍の航空機に対して自衛隊の航空機が5回、合計31回の警護を実施した。

また、2022年11月には初めて日米豪3か国が連携した形で実施した。これは、日米豪共同訓練の機会に、海自艦艇が米海軍及び豪海軍の艦艇に対して警護を実施したものであり、日米豪3か国の部隊間での相互運用性が向上し、より一層緊密な連携が可能となった。



日米豪共同訓練に参加する海自艦艇（右奥）（2022年11月）

☐ 参照 Ⅱ部6章3項7（米軍等の部隊の武器等の防護）、資料23（米軍等の部隊の武器等防護の警護実績（自衛隊法第95条の2関係））

3 その他の取組・活動など

このほか、平和安全法制の施行を踏まえ、防衛省・自衛隊は国際連携平和安全活動として2019年4月から多国籍部隊・監視団（MFO）に司令部要員を派遣している。

日米物品役務相互提供協定（日米ACSA）^{Multinational Force and Observers}については、^{Acquisition and Cross-Servicing Agreement}2017年4月以降、平和安全法制の成立により自衛隊から米軍に対して実施可能となった物品・役務の提供についても、これまでの決済手続など同様の枠組みを適用

できるようになった。

また、米国以外にも、オーストラリア、英国、フランス、カナダ及びインドとの間で平和安全法制を踏まえた物品役務相互提供協定（ACSA）が発効している。

☐ 参照 Ⅱ部6章5項（国際社会の平和と安定への貢献に関する枠組み）、Ⅲ部2章2節5項（後方支援）、Ⅲ部3章3節（国際平和協力活動への取組）

1 平和安全法制は、平和安全法制整備法（我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成27年法律第76号））及び国際平和支援法（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成27年法律第77号））から構成されており、2016年3月29日に施行された。